

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 雇用保険法の一部改正に伴い、国の例に準じて、退職した職員であってその者を同法に規定する被保険者とみなしたならば個別延長給付又は地域延長給付を受けることができるものに対し、これらに相当する失業者の退職手当を支給することができることとした。（第10条、附則第28項関係）
- 2 移転費に相当する失業者の退職手当の支給対象者として、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就く者を加えることとした。（第10条関係）
- 3 その他所要の整備をすることとした。（第10条関係）
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成30年1月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第7関係）
- 2 職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第5関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成29年11月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 県民税

平成31年度以後の各年度分の個人の県民税における累積投資勘定が設けられている非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとした。（附則第18条の3の2関係）

2 不動産取得税

- (1) 次に掲げる家屋の取得に係る課税標準の特例措置について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の3分の2とすることとした。（第55条の2関係）

ア 家庭的保育事業の用に供する家屋

イ 居宅訪問型保育事業の用に供する家屋

ウ 事業所内保育事業（利用定員が5人以下に限る。）の用に供する家屋

- (2) 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあつては、当該専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずることとした。（第54条関係）

3 自動車取得税

次に掲げる特例措置について、軽減対象を見直した上で、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。（附則第24条の2、第24条の2の3関係）

- (1) 環境への負荷の少ない自動車の取得に係る税率の特例措置

- (2) 環境への負荷の少ない中古自動車の取得に係る課税標準の特例措置

4 その他

地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第4条、第53条、第54条、第102条、第142条、附則第9条、第18条の3の4関係）

5 施行期日等

- (1) この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日から施行することとした。（附則第1条関係）

ア 2(1)及び5(2)（附則第3条第1項関係に限る。） 公布の日

イ 2(2)、3及び4(第4条、第54条及び第102条関係に限る。)並びに5(2)(附則第3条第2項、第4条及び第5条関係に限る。) 平成30年4月1日

ウ 1及び4(第53条、第142条、附則第9条及び第18条の3の4関係に限る。)並びに5(2)(附則第2条関係に限る。) 平成31年1月1日

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条～第5条関係)

◎過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、県税の課税免除の適用対象となる事業のうち情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加することとした。(第1条関係)

2 過疎地域内において、県税の課税免除の適用対象となる製造の事業等の用に供する設備の新設又は増設の期限を平成31年3月31日(現行平成29年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)

◎企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 企業立地の促進等のための集積区域内において県税の課税免除の適用を受ける特定事業のための施設の設置に係る基本計画の同意の期限を平成30年3月31日(現行平成29年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第32号)

1 復興産業集積区域内において県税の課税免除の適用対象となる施設又は設備の新設又は増設の期限及び指定事業者又は指定法人に係る指定の期限を平成33年3月31日(現行平成29年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第33号)

1 租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 液化石油ガス保安規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

2 一般高圧ガス保安規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎療育センター条例の一部を改正する条例(条例第35号)

1 岩手県立療育センターの位置を変更し、及びこれに伴う所要の整備をすることとした。(第1条、第4条関係)

2 施行期日

この条例は、平成30年1月5日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例(条例第36号)

1 児童福祉法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 県営住宅に県営両石アパートを加えることとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 新たな港湾施設として軌道走行式荷役機械を加え、その使用料の額を定めることとした。（第7条、別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 岩手県立盛岡となん支援学校の位置を変更することとした。（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、平成30年1月1日から施行することとした。（附則関係）